

# 気候変動適応法の概要

## 1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。把握・評価手法を開発。
- **気候変動影響評価**（おおむね5年ごと）して計画を改定。

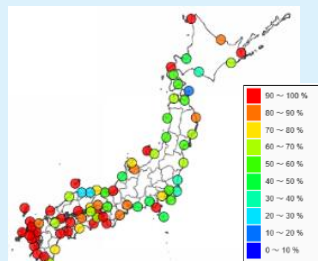


各分野において、  
信頼できるきめ細かな情報に基づく  
効果的な適応策の推進

## 2. 情報基盤の整備

- **情報基盤の中核としての国立環境研究所**

### 「気候変動適応情報プラットフォーム」



予測情報

自治体情報

適応策情報

ビジネス情報

## 3. 地域での適応の強化

- 地方自治体に、**適応計画**策定の努力義務。
- 情報収集・提供等を行う**地域気候変動適応センター**を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方自治体等連携

## 4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。